

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	越智 武志
登録番号又は法人番号	08390187
所属する単位会	愛媛県行政書士会
事務所名称	行政書士越智武志事務所
事務所所在地	愛媛県西条市丹原町池田 1788-1
処分年月日	令和2年7月6日
処分内容（種類）	訓告
上記処分をした理由	上記の会員は、愛媛県行政書士会会則第10条第2項により納付すべき会費6カ月分（令和元年9月から令和2年3月分）を正当な理由なく滞納し、督促費用金500円が未納である。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第13条（会則の遵守義務） 愛媛県行政書士会会則第17条（会員の処分） 愛媛県行政書士会会則第19条（個人会員の処分の種類） 愛媛県行政書士会会則第48条の4第1項（法令、会則の遵守等）